

公立大学法人滋賀県立大学一般競争入札 入札説明書

一般競争入札については、関係法令および工事ごとの公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 工事概要

公告に定めるもののほか、以下とおり。

(1) 入札

本工事は、競争参加資格確認申請書および競争参加資格確認資料（以下、「提出資料等」という。）の提出および入札を入札参加者立会いのもと行う工事である。

(2) 契約後V E方式の有無

本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式による工事ではない。

2 競争参加資格

競争参加希望者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 登録業種

登録業種とは滋賀県建設工事等入札参加有資格者名簿（この公告の日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。以下、「名簿」という。）に登録されている業種であり、この公告で定める業種での登録を満たすこと。なお、登録業種の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(2) 対応許可業種

対応許可業種とは、（１）で定める名簿に登録するために行った滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載した対応許可業種であり、この公告で定める場合には、該当する対応許可業種が滋賀県建設工事入札参加資格審査申請の申請書に記載されていること。なお、該当する建設業法に基づく許可は落札決定の日においても有すること。

(3) 特定建設業許可

この公告で定める場合は、該当する建設業法に基づく特定建設業許可を有すること。なお、該当する建設業法に基づく特定建設業許可は落札決定の日においても有すること。

(4) 格付、順位または総合点数

格付、順位または総合点数とは（１）で定める名簿の登録業種の格付、順位または総合点数であり、この公告で定める場合には、該当する格付、順位または総合点数を満たすこと。なお、格付、順位または総合点数の年度について公告に特別の定めがない場合は、公告の日の属する年度の名簿によるものとする。

(5) 総合評定値

この公告の日において、有効であり、かつ、最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有し、この公告で定める場合には、該当する業種において総合評定値を満たすこと（公告の日と落札決定の日において総合評定値が異なる場合は、公告の日における総合評定値で満たすこと）。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、この要件を満たすことを証するため、「目録」を鑑にし、経営規模等評価結果・総合評定通知書の写しを併せて提出すること。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は落札決定の日においても有効なものを有すること。

(6) 地域要件

この公告で定める場合には、公告の日において、該当する地域に名簿に登録された営業所を有すること。

なお、公告において県内業者と記載がある場合は「滋賀県内に主たる営業所を有する者」、また県外業者と記載がある場合は「滋賀県外に主たる営業所を有する者」を指す。

(7) 施工実績要件

この公告で定める場合には、該当する施工実績要件を満たすこと。また、この要件を定める場合は、競争参加希望者は、必要事項を「誓約書」に記載し競争参加資格確認申請の際、この要件を満たすことを証するため、「目録」を鑑にし、工事名、施工場所、受注形態、工期、発注機関、工事概要および発注者・受注者の押印が確認できる資料、または工事実績情報システム（CORINS）の登録内容が確認できる書類の写しを併せて提出すること。

(8) 参加する者に必要なその他の要件

この公告で定める場合には、当該要件を満たすこと。またこの要件を定め、公告3で満たすことを証する資料を求めた場合は、競争参加希望者は、「目録」を鑑にし、該当する資料を競争参加確認申請の際、併せて提出すること。

(9) 設計業務受託者との関連に関すること

この公告に定めるこの工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。「この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(10) その他の要件

ア 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(エ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

(オ) 銀行取引停止処分がなされている者

イ 次の(ア)から(オ)の要件に該当する者でないこと。

(ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

(オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

ウ 提出資料等の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けていないこと。

エ 組合が競争参加資格確認申請した場合において、その組合員でないこと。

オ この公告に定めるこの工事の設計業務の受託者でないこと。

3 公告および設計図書等に対する質問および回答

公告および設計図書等に対する質問がある場合は、持参またはファクシミリ（様式は自由。ファクシミリによる場合は、提出先に着信確認を行うこと。）により書面で提出すること。受付場所および受付期間は公告のとおりとする。また、質問に対する回答は、公告に定める場所および期間において閲覧に供するものとする。

4 競争参加資格確認申請

(1) 申請方法

競争参加希望者は、持参により提出すること。郵送による提出は受け付けない。提出日等については、公告のとおり。なお、再申請は認めないので、記載誤りや漏れの無いよう注意すること。

(2) 提出書類等

競争参加資格確認申請書に、提出資料等を添えて、公告記載の提出期間に受け付ける場所へ持参により2部（1部はコピーで可）提出すること。入札開始前にすべての入札者について提出されたことの確認を行う。

なお、提出のない者は、入札に参加することができない。

5 入札手続

入札については、公告に定めるほか公立大学法人滋賀県立大学会計規則、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規程（以下、「契約規程」という。）、公立大学法人滋賀県立大学建設工事執行規程および公立大学法人滋賀県立大学建設工事等入札執行要領（以下、「入札要領」という。）により執行する。

（１）入札執行回数

２回を限度とする。

（２）入札方法

公告に定める日時場所において、入札書および積算内訳書を持参により提出し、入札参加者立会いのもと入札を行う。なお、入札開始時刻に遅刻した者は入札に参加できない。また、郵便入札は認めない。

入札書に記載する入札日は、入札日の日付を記入すること。入札日外の日付を記載した場合、入札は無効とする。

また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が２名以上ある場合には、当該者においてくじ引きを実施し、落札者を決定する。

（３）積算内訳書

積算内訳書の確認は落札候補者についてのみ行う。ただし、すべての入札者について提出されたことの確認および必要事項の記入・押印の確認を行う（検算は行わない）。

確認の結果、下記に該当した場合入札は無効とする（契約規程第15条第10号関係）。

ア 積算内訳書の提出がない場合。

イ 入札書記載金額と積算内訳書記載金額が一致していない場合。

ウ 積算内訳書に計算間違い、記載漏れがある場合。

エ 積算内訳書に商号または名称の必要事項の記入や押印が無い場合。

オ 積算内訳書の金額に加除訂正がある場合。

カ 積算内容が適当でない場合。

（４）予定価格超過による再入札の取り扱い

ア 予定価格超過のため落札決定しない場合には再入札を行う。

イ 再入札の際には積算内訳書の提出を不要とする。ただし、再入札において落札候補者となった場合には１回目の入札時に提出した積算内訳書を確認することとし、（３）イ から カ に該当した場合は無効とする。

ウ 失格となった者は再入札に参加することはできない。

（５）入札の無効

公告に定めるほか、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 委任状を提出しない代理人のした入札

イ 入札者が法令の規定に違反したとき。

ウ 入札者が連合して入札したとき。

エ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

オ 入札者が他人の代理を兼ね、または２人以上の代理をしたとき。

カ 入札者またはその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

キ 入札書に記名押印がないとき（署名のみのときを含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。

ク 入札書の金額が訂正されているとき。

ケ 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

サ 提出資料等に虚偽の記載をした者のした入札

シ 入札要領に違反した入札

（６）落札決定の保留

開札後に（７）の競争参加資格の確認を行うため、落札決定を保留することがある。

(7) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、落札候補者についてのみ行うが、確認の結果、必要事項に記載誤りや記載漏れ等がある場合、または記載内容と証明する書類との間で同一性が確認できない場合は、競争参加資格がないものとして契約規程第15条第10号に該当するものとし、その者の入札を無効とする。また、競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して、書面（様式は自由）によりその理由を求めることができる。なお、当該書面は、公告で定める提出期間および提出場所に持参により提出すること。この説明要求に対する回答は、公告で定める日までに行う。

(8) 競争参加資格に係る苦情申立て

(7) の回答を受けた者のうち競争参加資格がないとされたことに不服がある者は、書面により、理事長に対して再苦情申立てを行うことができる。なお、提出場所は(7)の場所に同じ。

6 遵守事項

入札遵守事項による。

7 その他

(1) 契約保証金

ア 公告で「落札金額の10分の1以上を納付すること」と定める場合

落札金額の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、入札の結果、請負代金額が250万円未満になった場合には免除とすることがある。

イ 公告で「免除」と定める場合

契約保証金は免除する。

(2) 契約の締結

ア 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、当該落札者が次に該当することとなった場合は、この契約を締結しない。

(ア) 2(10)アまたはイの要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準の規定に基づく入札参加停止を受けた場合

イ 落札者の決定後、契約時に当該落札者が有効な経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を有しない場合は、この契約を締結しない。

(3) 支払条件

ア 公告において、前金払または部分払を「あり」とした場合においても、入札の結果、請負代金額が250万円未満になったときは前金払または部分払を行わない。

(4) 虚偽記載にかかる入札参加停止措置

競争参加資格確認申請書または競争参加資格確認資料等に虚偽の記載をした場合は入札参加停止措置を行うことがある。

以上